

自動車リサイクル法の指定法人

指定法人は、自動車リサイクル制度の根幹を成す共通インフラ（主務大臣が指定）

情報管理センター

・関係事業者からの移動報告を受取り、使用済自動車の引取り引渡し情報を管理

・移動報告がない場合、その旨を自治体へ報告し、不法投棄・不適正処理を防止



国内で処理される年間400万台の使用済自動車のそれぞれについて、解体業者、自動車販売店等の関係事業者から報告を受け情報を管理する。本情報は陸運当局の登録行政と密接に関係。

資金管理法

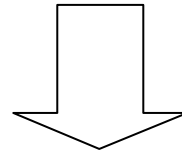
・預託金（リサイクル料金）の管理

ユーザーから徴収したリサイクル料金を安全かつ確実に管理

〔一部使用されずに剰余となる資金は、指定再資源化機関に対し、出せん〕

・預託に関する証明

〔預託確認に基づいて、陸運当局は自動車検査証を交付〕



指定再資源化機関

・単独ではリサイクルのできない小規模なメーカー 輸入業者の委託を受けてリサイクルを実施

〔メーカーが倒産した場合に、代わってリサイクルを実施〕

・自治体の離島対策の取組に資金協力

・自治体の不法投棄車両、野積み車両の処理に資金協力

等

資金管理法は、資金管理の業務に関して十分な公開性 透明性を確保

資金運用方法の制限

区分経理の義務づけ

監査法人による外部監査の義務付け

・「資金管理業務諮問委員会」の設置（理事長の諮問機関）

情報公開（事業報告、決算等の定期的な公表）